

武蔵野市住民投票条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第19条の規定に基づき、同条第1項の申請を行おうとする場合のほか、同条第2項に規定する市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けることにより、市民自治の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「住民」とは、第5条第1項に規定する投票資格者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

(自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更)

第3条 自治基本条例第19条第1項に規定する別に条例で定める境界変更は、一つの丁目以上の規模のものとする。

(自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項)

第4条 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項（以下「市政に関する重要事項」という。）は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、市政に関する重要事項としない。

(1) 武蔵野市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。

(2) 法令の規定に基づく住民投票その他直接請求を行うことができる事項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。）

(3) 武蔵野市の組織、人事及び財務に関する事項

(4) 金銭の徴収又は給付に関する事項

(5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項

(住民投票の投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から武蔵野市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項に規定する「定住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

（住民投票の請求）

第6条 投票資格者は、市政に関する重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、文書により住民投票の実施を請求することができる。

（住民投票の形式）

第7条 前条の規定による請求にあたっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

（代表者証明書の交付等）

第8条 第6条の規定による請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）により当該事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、住民投票に付そうとする事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認したときは、当該代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに、第1項の規定による申請があった日現在において投票資格者である者の総数の4分の1の数（以下「必要署名数」という。）を告示し、かつ、当該代

表者に通知しなければならない。

- 4 投票資格者のうち、地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された武蔵野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員又は職員であるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

（署名等を求める手続）

第9条 前条第2項の規定による代表者証明書の交付を受けた代表者（以下「請求代表者」という。）は、住民投票の実施を請求する者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（署名簿に自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、武蔵野市の区域内で衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員若しくは知事又は武蔵野市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、署名等を求めることができない。
- 3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができない期間又は大規模災害その他やむを得ない事情により署名等を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。
- 4 請求代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。
- 5 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名等を行うことができない場合に限り、別の投票資格者（請求代表者及び前項の規定により請求代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名等を求める者を除く。）に委任して自己の氏名等を署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（次項において「代筆者」という。）による当該投票資格者の氏名等の記載は、当該投票資格者による署名等とみなす。
- 6 代筆者が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合は、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

（署名等を求めるにあたっての禁止事項）

第10条 前条の規定により署名等を求める行為は、買収、強迫その他不正の

手段により署名等をする者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

(署名簿の提出等)

第11条 請求代表者は、署名等をした者の数が必要署名数以上となったときは、第9条第3項に規定する期間の満了の日から5日以内に当該署名簿(署名簿が複数あるときは、これらを一括したもの。以下同じ。)を市長に提出し、署名等をした者が次条第1項の審査名簿に登録されていることの証明(以下「証明」という。)を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定により証明を求められた場合において、提出を受けた署名簿に署名等をした者の数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき又は当該提出が同項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

(審査名簿の調製)

第12条 市長は、前条第1項の規定により証明を求められたときは、同条第2項の規定により却下するときを除き、審査名簿(第8条第1項の規定による申請の日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調製をしたときは、その日から7日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該審査名簿に登録された投票資格者の氏名、住所及び生年月日のうち当該申出を行った投票資格者に係る部分に限る。)を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し異議のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは当該申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときはその旨を直ちに申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに登録しなければならない。

(署名等の審査等)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により証明を求められたときは、その日から30日以内に、当該署名等の効力について審査し、証明をするかどうかを決定しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限

- り、審査期間を延長することができる。
- 2 市長は、前項の規定により証明をしたときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
 - 3 第1項の規定により証明を受けた署名等に関し異議のある者は、前項に規定する縦覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。
 - 4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは直ちに第1項の規定による証明を修正してその旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときは直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に第3項の規定による申出がないとき又は当該申出の全てについての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等をした者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(署名等の取消し)

第14条 署名等をした者は、請求代表者が第11条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名等を取り消すことができる。

(署名等の効力等)

第15条 次に掲げる署名等は、無効とする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に定める手続によらない署名等
 - (2) 何人であるかを確認し難い署名等
- 2 前項に定めるもののほか、第13条第3項の規定により詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長が当該申出を正当であると決定したものは、無効とする。
 - 3 市長は、署名等の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(実施の決定)

第16条 市長は、第6条の規定による請求があった場合において、有効な署名等をした者の総数が必要署名数以上であり、かつ、住民投票に付そうとする事項が第8条第2項の規定による確認を受けたものであることを確認したときは、請求日から5日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 2 市長は、自治基本条例第19条第1項の住民投票の実施を決定したときは、

その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第17条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から30日を経過した日から90日を経過した日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施するものとする。

- 2 前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日（前項の規定により当該投票日を変更したときは、変更後の投票日。以下同じ。）の少なくとも7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第18条 市長は、第16条第1項又は第2項の規定により住民投票の実施を決定したときは、投票資格者名簿（前条第3項の規定による告示の日の前日現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

- 2 第12条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿の閲覧等について準用する。この場合において、同条第2項中「その日から7日間」とあるのは、「第17条第3項の規定による告示の日に」と、同条第4項中「14日以内」とあるのは「7日以内」と読み替えるものとする。

(投票所)

第19条 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 2 市長は、投票日の少なくとも7日前までに、投票所の場所を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第20条 市長は、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格)

第21条 第18条第1項の規定により投票資格者名簿に登録された者（以下「投票人」という。）は、住民投票の投票（以下「投票」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日（期日前投票又は不在者投票にあっては、当該投票を行う日）に、投票資格者でない投票人は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第22条 投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

- 2 投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。
- 3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。）による投票をし、又は代理投票をさせることができる。

（期日前投票等）

第23条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

- 2 前条（第2項を除く。）の規定は、期日前投票又は不在者投票における投票の方法について準用する。

（無効投票）

第24条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）
- (3) ○の記号を自書しないもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）
- (4) ○の記号を投票用紙の所定の欄のいずれにも記載したもののその他投票人の意思を確認し難いもの
- (5) 白紙投票

（情報の提供）

第25条 市長等は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付した事項（以下「付議事項」という。）に係る市長等が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

（住民投票運動における禁止事項）

第26条 住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）は、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

- 2 第20条の投票管理者及び第28条の開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができない。

- 3 第23条の不在者投票を管理する者は、当該不在者投票に関し、その者の

業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

4 選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

5 武蔵野市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は、住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

（開票所等）

第27条 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

（開票管理者及び開票立会人）

第28条 市長は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

（住民投票の成立要件）

第29条 住民投票は、付議事項について投票をした者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立するものとする。

（開票結果の告示及び通知）

第30条 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、住民投票の開票を行わなければならない。

2 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにその結果を告示するとともに、当該住民投票に係る請求代表者及び議会の議長にこれを通知しなければならない。

（投票及び開票）

第31条 第19条から前条までに定めるもののほか、投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに武蔵野市選挙執行規程（平成12年3月武蔵野市選挙管理委員会告示第7号）の例による。

（再請求の制限期間）

第32条 この条例に基づく住民投票が実施された場合は、第30条第2項の規定により投票の結果が告示された日から2年を経過するまでの間は、当該

付議事項と同一又は同旨の事項について、第8条第1項の規定による請求及び申請をすることができないものとする。

(投票結果の尊重)

第33条 市は、第29条の規定により成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更に係る申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けるため、制定するものである。